

防整技第7161号
28.3.31
一部改正 防整技第432号
令和2年1月17日

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事設計基準について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

建設工事設計基準

1 目的

この基準は、建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の設計について基本的な事項を定め、設計業務の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 設計の基本方針

設計に当たっては、次の各号に掲げるものを考慮するものとする。

（1）計画及び周辺環境との整合

施設に係る計画に基づき、建設工事の対象となる施設の目的、用途を十分考慮するとともに、その地区における周辺の状況、将来計画等を勘案しなければならない。

（2）施設計画

ア 配置計画は、その地区の建設計画に基づき、建設場所のもつ特性、他の施設との関係、周辺を含めた土地利用その他の計画等を考慮し、合理的かつ適正に作成するよう努めるものとする。

イ 計画に基づき、施設の規模、タイプ、配置及び形状を検討し、将来にわたる良好な環境を創出するよう努めるものとする。

ウ 電気、給排水、ガス、電話等のユーティリティ施設の計画に当たっては、建設場所及びその周辺における供給処理施設の実態、処理能力等を調査し、整備・拡充の必要性について検討し、適正なものとなるよう努めるものとする。

（3）災害に対する安全性の確保

設計の内容を防災上の観点から検討し、異常気象、地震、高潮、火災等の災害に対する対策を総合的に評価するものとする。

（4）材料

ア 材料は、作用外力、形状、施工方法、耐用年数、経済性等を考慮して適正に選定するものとし、日本産業規格に適合するもの、又は、これと同等以上の品質を有するものを使用することを原則とする。

イ 性能、価格、市場性等を調査の上、なるべく既製品を使用するものとする。

（5）施設の形状

施設の形状は、設計の機能性、施工上要求される諸条件、周辺の状況、装備品等との関連を考慮して設計するものとする。

（6）上部構造

上部構造の構造形式は、設計条件に基づき、経済性、安定性、周辺への影

響、工期及び維持補修の容易性を考慮して、適正なものを選定するものとする。

(7) 基礎

基礎は、上部構造、地盤条件等を考慮して設計するものとする。

3 委任規定

この基準の実施に当たり必要な事項は、整備計画局施設技術管理官が定めるものとする。